

持続可能な環境の創造と保全に関する協定書

八幡市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは環境への負荷を低減した持続可能な社会を形成し、市民の良好な生活環境を保全するため、次の条項により協定を締結する。

（基本対策）

第1条 乙は、環境基本法その他関係法令を遵守するとともに環境保全施策に積極的に取り組むものとする。

（公害の未然防止）

第2条 乙は、次の各号に掲げる項目について、公害の未然防止に努めるものとする。

- （1）大気汚染の防止
- （2）水質汚濁の防止
- （3）地質（土壌、地下水、土壌中の気体）汚染の防止
- （4）騒音、振動の防止
- （5）地盤沈下の防止
- （6）悪臭の防止

（廃棄物処理）

第3条 乙は、事業活動に伴って発生する廃棄物の排出を抑制するため、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）及び再生利用（リサイクル）を積極的に推進するものとする。また、発生した廃棄物は、自らの責任において、環境への負荷が少ない方法で適正に処理するものとする。

（温室効果ガス排出抑制）

第4条 乙は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素、メタン、フロン類

等の温室効果ガスの大気中への排出を抑制するため、必要な処置を講じるよう努めるものとする

(次世代自動車の導入)

第5条 乙は、大気汚染物質及び地球温暖化原因物質の排出を低減するため、より環境への負荷が少ない電気自動車等次世代自動車の導入に努めるものとする。

(エコドライブの推進)

第6条 乙は、駐停車時の自動車の原動機の停止（アイドリング・ストップ）、整備点検の実施、急加速・急発進をしない、迷惑駐車をしない、公共交通機関の利用促進など、エコドライブに努めるものとする。

(省エネルギーの推進)

第7条 乙は、事業所で使用する燃料、電気等のエネルギー資源の節減に努めるとともに、省エネルギー設備の導入に努めるものとする。

(再生可能エネルギーの導入)

第8条 乙は、事業活動において、自主性及び創造性を発揮し、事業形態に応じた再生可能エネルギーの導入に努めるものとする。

2 乙は、甲が実施する再生可能エネルギーの導入促進のための施策に協力するものとする。

(水資源の保全及び節減)

第9条 乙は、水資源の保全を図るため、節水、雨水利用等水の効率的な使用に努めるものとする。

(グリーン購入)

第10条 乙は、環境への負荷の低減に資するエネルギー、原材料、部品

及び製品の購入又は使用に努めるものとする。

(緑化の推進)

第11条 乙は、温室効果ガス吸収減となり、省エネルギー効果も伴う、グリーンカーテンづくり等、事業所構内の緑化に努めるものとする。

(美化活動の推進)

第12条 乙は、事業所の周辺及び当該事業を行う地域の環境保全及び美化に努めるものとする。

2 乙は、上記の目的を達成するため、甲が実施する「美しいまちづくりまかせて！」事業に参加するよう努めるものとする。

(環境マネジメントシステム導入)

第13条 乙は、環境に関する目的や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくため、「環境マネジメントシステム」の導入に努めるものとする。

(従業員への環境教育)

第14条 乙は、自らの環境方針や環境目標、環境活動(取組)について、従業員に周知するとともに、従業員の環境配慮行動に対する意識向上のための研修を実施するよう努めるものとする。

(市民への環境教育)

第15条 乙は、市民を対象とした環境出前授業や施設見学、教材提供等の環境教育・学習の機会の提供に努めるものとする。

(環境保全施策)

第16条 乙は、この協定に定める事項のほか、環境への負荷の低減及び環境の創造と保全に努めるとともに、甲が実施する環境保全の施策に

協力するものとする。

(指導及び援助)

第17条 甲は、乙が行う環境の創造と保全に係る施策の実施に対し、必要な指導、技術的助言及び情報の提供を行うものとする。

(信義誠実)

第18条 甲及び乙は、信義に従い誠実にこの協定の各条項の履行に努めるものとする。

(その他)

第19条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定める。

この協定の締結を証するために本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

[甲] 京都府八幡市八幡園内75番地

八幡市

市長

[乙]